

2025年2月1日

株式会社テクノフローワン

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 2025年2月1日～2029年3月31日
2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1

計画期間内に男性の育児休業の取得率を、30%以上とする

<取組内容>

- 2025年4月～ 現行の就業規則および社内規定のうち育児関連項目の改善点を抽出する。
- 2025年6月～ 抽出した改善点の新規案を策定し、経営会議等で議論する。
- 2026年3月～ 従業員に育児休暇および育児休業に関する就業規則等の情報を周知する。
- 2026年4月～ 就業規則の改定および従業員への周知、教育を行う。

目標 2

計画期間終了までに、1人当たり平均残業時間を、月15時間以下とする

<取組内容>

- 2025年4月～ 全社員の所定外労働時間を適切に把握し、所定外労働の多い社員に個別に働きかけを行う。
- 2025年9月～ 本部または部署ごとのノー残業デーを設定し、全社員に周知する。

目標 3

年次有給休暇の時間単位付与制度を導入し、1人当たり平均利用時間を4時間以上にする

<取組内容>

- 2025年6月～ 経営会議にて年次有給休暇の時間単位付与制度導入の目的や方針について説明を行う。他社事例の調査を行い、適切な運用方法を検討する。
- 2025年9月～ 勤怠管理システムの設定を変更する。試験的に一部部署で年次有給休暇

の時間単位付与制度の導入を開始する。

- 2025年12月～ 運用ルールや就業規則の改定案を作成し、経営会議にて承認を得る。
- 2026年4月～ 就業規則を改定し、全従業員が時間単位有休を取得できる制度を正式に導入する。
- 2027年4月～ 利用率の分析を行い、目標達成度を評価する。必要に応じて、年次有給休暇の時間単位付与制度を利用しやすい環境整備や運用ルールの見直しを検討する。

2025年4月1日

株式会社テクノフローワン

～ 女性の活躍に関する情報公表 ～

① 採用した労働者に占める女性労働者の割合

全体：8名 女性：1名 割合：12.5%

② 労働者に占める女性労働者の割合

全体：220名 女性：33名 割合：15.0%

③ 有休取得率

全体：78.5%

※対象期間：2024年4月1日～2025年3月31日